

広島県告示第八百三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

令和五年六月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

五〇	指 定 区 域	埋立地の区分
	豊田郡大崎上島町中野字福浦六四四番一、六四四番四、六四四番五、六四四番七、六四四五番一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号